

## 北マリアナ諸島における一部制限措置の引き上げ解除について

9月6日、トーレス知事は、8月24日から9月6日まで実施していた行政命令の修正（一部制限措置の引き上げ）解除を発表しました。これにより、北マリアナ諸島における措置は9月7日から上記期間前の状態に戻ります。詳細は以下のとおりです。

- 外出禁止時間は午前2時から午前4時までとなります。
- 個室や1か所においては25人以下の集会が可能となります。
- 教会や礼拝は収容人数の75%以内に制限し、社会的距離の確保及び定期的な消毒の下、収容可能となります。
- 全ての商業施設は、午前5時から翌午前1時まで営業が可能となります。ただし、店舗内の人数を北マリアナ公立病院（以下 CHCC）及び公共事業部門（以下 DPW）が定めた各施設の収容人数の75%までに制限することが義務付けられます。
- バー、レストランを含めた飲食を提供する施設は、社会的距離の確保及び入店前の検温実施が義務付けられ、各施設の収容人数の75%まで（従業員を含め）収容することが可能となります。また、利用客の名前、電話番号を控えること、従業員及び利用客は店内、店外にかかわらずマスクの着用が義務付けられます。
- ガソリンスタンドの営業時間は、午前5時から翌午前1時までとなります。
- カジノ、ビデオポーカー、電子ゲーム等を提供するゲーム関連施設及び娯楽関連施設は CHCC 及び新型コロナウイルス特別対策本部により事業再開計画を承認された場合のみ営業が可能となります。
- 公共の公園、公共のビーチ及び遊歩道においては、社会的距離を確保の上、懇親会等の会合（25人以下）を含めたレクリエーション活動が可能となります。グロットは利用不可。マニャガハ島においては、島内及び船内の社会的距離を確保し、定期的な消毒の下利用可能です。
- 公立、私立学校における対面式授業は、新型コロナウイルス対策本部、DPW、CHCC に事業再開計画が承認された場合、再開が可能となります。

